

許さない!!不法投棄

小郡市内でも不法に投棄されたゴミを発見することが多々あります。もちろん、捨てた人（犯人）が一番悪いのですが、仮に捨てた犯人が特定できなかつた場合、最終的にそのゴミが投棄された土地の所有者（管理者）が処分をしなければなりません。

犯人の捨て得にさせないためにも、不法投棄されない環境を作ることが大切です。

現在、小郡市では市民・行政・警察・関係団体が一体となり、小郡市不法投棄対策協議会を設置し、不法投棄防止に取り組んでいます。



不法投棄に関する情報は市生活環境課（☎72-2111内線153）にご連絡ください。

ただし、犯行現場を発見した場合はすぐに110番で警察に知らせてください。

犯罪相談の場合は、小郡警察署生活安全課（☎73-0110）

不法投棄は犯罪です!!(少量でも!)

（摘発された事例）

平成19年10月下旬に、2日間にわたり小郡市古飯の農道に一般廃棄物である家庭ごみ（衣類、紙類、靴、フライパン等ビニール袋5袋、約30キログラム）を不法投棄していた事件で、今年の2月19日に廃棄物の処理および清掃に関する法律違反として検挙され、処分されました。

処分内容：罰金30万円

* 廃棄物の処理および清掃に関する法律第25条第1項第14号（5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金）

